

# 旅行業法施行規則の一部を改正する省令

平成30年4月  
国土交通省

## I 背景

旅行業務に関する取引の公正の維持を図る観点から、旅行業法（昭和27年法律第239号）第13条第3項及び旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号。以下「規則」という。）第37条の9において、旅行者等が旅行業務に関連して行ってはならない行為（以下「禁止行為」という。）を規定している。

平成29年6月に住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）が成立し、平成30年6月に施行するところ、同法第46条第1項において、同法に基づく登録を受けた者は、旅行業法の規定にかかわらず住宅宿泊仲介業を営むことができることとされており、住宅宿泊仲介業は旅行業の定義（旅行業法第2条第1項）に含まれることとなる。そのため、同法及び関係法令においては、原則として、旅行者と住宅宿泊仲介業者については同様の義務を課すこととしている。

ここで、住宅宿泊事業法第58条第4号及び国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成29年国土交通省令第65号）第39条第2号においては、違法な民泊サービスの仲介を防止するため、住宅宿泊仲介業者の禁止行為として、宿泊のサービスを提供する者と取引を行う際に、当該者が住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした者であるかどうかの確認を怠る行為を規定しているところ、旅行者が宿泊のサービスを提供する者と取引を行う際にも、禁止行為として、当該者が住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした者であるかどうかの確認を怠る行為を追加することとする。

## II 概要

規則第37条の9に規定する禁止行為として、宿泊のサービスを提供する者と取引を行う際に、当該者が住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした者であるかどうかの確認を怠る行為を追加する。

## III スケジュール

公 布：平成30年4月16日

施 行：平成30年6月15日 ※住宅宿泊事業法の施行日